

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、小田奈良須両池土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業（農道事業）落合地区）を行うことについて令和4年2月17日認可した。

令和4年3月1日

香川県知事 浜 田 恵 造